

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年4月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第44号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第18号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、平成26年5月1日とする。